

地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給 することができないものを調 達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>全国の薬学生を対象に、通常自らが行う採用活動では薬剤師を確保できない県内病院の業務内容や採用情報を提供する説明会を開催し、県内病院において薬剤師業務や地域医療に関する実地研修を行う事業。また、子育て等により離職・休職している薬剤師や医療機関での実務経験がない薬剤師を対象に、薬局及び病院薬剤師として必要な知識や実務に関する研修を行う事業。</p> <p>事業の実施に当たっては、説明会に出展する病院の選定・調整及び実地研修を行う病院の選定・調整が必要であり、研修の実施に当たっては薬剤師業務や地域医療に関する実務経験と専門的な知識が必要とされる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>説明会に出展する病院については、当該病院の意向のほか、薬剤師の募集及び採用状況等を踏まえて選定する必要がある。特に単独での採用活動が困難であると考えられる病院に関して、効果的かつ効率的な採用活動を行うために、薬剤師が不足する病院の共同出展等も検討を行う必要があり、薬剤師会単位での調整が必要となる。</p> <p>また、実地研修を行う病院については、当該病院の意向のほか、事業目的に合った実地研修が可能かどうか等を踏まえて選定する必要がある。</p> <p>更に研修の実施に当たっては、薬局及び病院薬剤師業務等に関する専門的な知識が必要であるほか、受講者の就業希望等に合わせて研修講師の選定及び調整等を行う必要がある。</p> <p>一般社団法人岐阜県薬剤師会は、県内の各地域薬剤師会を統括し、病院・薬局等で従事する薬剤師を会員とした県域レベルの唯一の職能団体であり、県内の各病院の状況の把握や各地域や施設間の調整を行うのに最も適した団体である。また、同様の能力を有する団体は他にはない。</p> <p>以上の理由により、本事業の委託先は、一般社団法人岐阜県薬剤師会以外にはない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。